

会議録要点記録

全部記録

要点記録

1 会議名	姫路市子ども・子育て会議（令和6年度第1回）
2 開催日時	令和6年 5月13日（月） 14時05分～16時00分
3 開催場所	姫路市総合福祉会館 5階 第1会議室
4 出席者 <委員>	姫路市子ども・子育て会議 委員18名 <事務局> 総合教育監、こども未来局長、教育保育部長、こども育成部長、子育て支援室長、こども支援課長、幼保連携政策課長、こども保育課長、こども総務課長、子育て支援室主幹、保健所健康課長、教育企画室長
5 傍聴人数	0名
6 次第	1 開会 2 副会長の選出 3 質問 4 議題 (1) 「(仮称)姫路市こども計画」策定に係る市民アンケート調査の結果について（報告） (資料1、2、3) (2) 「(仮称)姫路市こども計画」骨子（案）について（資料4） (3) こども・若者の意見聴取について（資料5）
5 閉会	
7 配布資料	<事前配布>会議次第 <ul style="list-style-type: none"> ・資料1：姫路市子育て支援に関するアンケート調査 報告書（案） ・資料2：姫路市子ども・若者意識調査 報告書（案） ・資料3：姫路市子どもの生活実態調査 報告書（案） ・資料4：姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン(仮称)」骨子（案） ・資料5：こども・若者の意見聴取について ・資料6：こども大綱および概要版 ・資料7：こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインおよび概要版
8 会議の要点内容	以下のとおり
会長	1 開会（14:05）
会長	2 副会長の選出（副会長：日坂委員）
事務局	3 質問

事務局	<p>4 議題</p> <p>(1) 「(仮称) 姫路市こども計画」策定に係る市民アンケート調査の結果について (報告)</p> <p>【資料1、2、3】説明</p>
会長	事務局から説明をいただいたが、ご質問・ご意見をいただきたい。
委員	<p>2点質問をしたい。一点目は3種類のアンケート調査の回答率について、子ども・若者意識調査の15歳～39歳では少し低かったものの、全体的には高い結果となっていると思うが、市としてはどのように評価をしているのか。また、市の他調査も同程度の回答率となっているのか。</p> <p>二点目は、子どもの生活実態調査について、中央値の2分の1未満の世帯では、家族が必要とする食材の購入等に困難がある（資料3・136ページ）とか、メンタルヘルスの状況がよくない（資料3・151ページ）という結果となっているが、これは、比較的収入が厳しい世帯に、支援に関する情報が行き渡っていないということなのか、もしくは支援自体が不十分であるということなのか。</p>
事務局	回答率について、子育て支援に関するアンケート調査は5年前にも実施しており、その際の回答率は60%程度だった。同程度の回答率には達しなかったが、市の他調査における回答率は概ね3割～4割程度であることを考えれば、比較的高い回答率であり、アンケート調査としてある程度信頼性のある結果になったものと評価している。ただ、子ども・若者意識調査の15歳～39歳では、回答率は20.9%と低く、特に20歳～29歳で低かった。調査期間の延長や回答依頼はがきの送付等の工夫もしたが、なかなか回答率が伸びなかった。
事務局	比較的収入が厳しい世帯に支援に関する情報が行き渡っていないのではないか、あるいは支援自体が不十分なのではないか、という点については、未だ十分に分析できていない。今後、計画を策定する過程で検討していきたい。
委員	<p>現状のサポート体制に関する実態把握をしていく必要があると考える。</p> <p>また20歳代の方の声が拾いにくいというのは、あらゆるアンケート調査でも問題となっているため、少しでも情報を拾える工夫が必要だと考える。</p>
会長	20歳代に限ったオンライン・郵送それぞれの回答率はわかるか。
事務局	集計の際に、各年代におけるオンライン・郵送での回答件数までは出していない。
委員	<p>調査結果について、地域ごとの差異はあったか。</p> <p>また、国や県で類似の調査をしているが、それらの結果と比較して特徴的といえる結果はあったか。</p>

事務局	子ども・若者意識調査及び子どもの生活実態調査については、地域を分けた調査は行っていない。国・県等の調査結果と比較して特徴的な点については、未だ十分に分析できていないが、子どもの生活実態調査における「中央値の2分の1未満」の世帯の割合（資料3・3ページ）及びヤングケアラーと思われる子どもの割合（資料3・72ページ）については、国の調査結果と比較して大きな違いはなかった。
事務局	子育て支援に関するアンケート調査について、現時点において地域別の結果の精査はしていないが、今後、必要に応じて分析を行うこととしたい。
委員	姫路市内におけるヤングケアラーの数はどれぐらいか。
事務局	市でこれまで把握し、支援を行っている子どもの数は、110人である。
委員	資料3の72ページでは、「お世話をしている家族がいる」と回答した人数は183人となっており、回答率から推定すると、市で把握し、支援しているという110人よりも多い。これは、把握できていない、潜在的なヤングケアラーがいる、ということか。
事務局	まだ支援の対象とできていないヤングケアラーがいる可能性に加え、「お世話をしている家族がいる」という回答の中に、「家族と一緒に買い物に行く」等深刻度の低いお手伝いに関するものが混じっていることも理由の一つと思われる。
会長	お世話をしている家族で最も多いものは「きょうだい」であり、きょうだいと一緒に遊ぶ、というようなものも含まれている可能性がある。ヤングケアラーという単語を用いずに調査を行った結果であるとも言える。
事務局	<p>4 議題</p> <p>(2) 「(仮称) 姫路市こども計画」骨子(案)について 【資料4】説明</p>
会長	計画の名称で、「みらい」を平仮名にした意図は何か。
事務局	計画の名称や基本理念に対してこどもや小学生にも親しみやすくやわらかい印象を持っていただけるように、平仮名とした。
会長	計画の名称は「姫路市こども計画」とし、「ひめじ こども・若者みらいプラン」というのは、愛称になるのか。
事務局	こども基本法に基づく市町村こども計画として策定するが、「ひめじ こども・若者みらいプラン」は計画そのものの正式名称として考えている。

会長	こども計画は、5つの法令に基づいた計画となる。法令によって「こども」「子ども」「子供」と表記方法が異なるが、計画中の表記についてはどうに考えているのか。
事務局	本計画における「こども」はこども基本法に基づくものであり、18歳未満に限らず若者も含むものであるため、計画中における呼称は「こども」を用いることを原則としたい。
会長	こども家庭庁は「こども」、文部科学省は「子供」等と表記方法が異なり、また法令によっても表記が異なる。こども計画は5つの法令を兼ねるため、計画中において使い分けをする場合は都度説明を追記するなど、配慮してもらいたい。
委員	基本理念にある「すこやか」という語について、具体的にどのような意味でとらえているか。
事務局	こども計画は、「次世代育成支援対策推進法」と「子ども・若者育成支援推進法」に基づく計画も兼ねており、この2つの法令においては「健全育成」という語が用いられている。基本理念における「すこやか」はその文脈で使用しているが、身体的な健全さに限ったものではなく、広く心身の健全という意味で捉えている。
会長	「すこやか」という語には、大人が考えるところの、子どもの権利を保障しないような「健全さ」ではなく、子どもの立場に立った「健全さ」が含まれている、と理解してよいと思う。
委員	子ども・若者意識調査や子どもの生活実態調査の自由意見の中には、学校の環境・設備や校則の変更を求めるような意見が見受けられるが、施策の体系においてどのように位置づけるつもりか。
事務局	こども計画は市長部局（こども未来局）の所管であり、設備や校則を含め、学校の運営は各学校及び教育委員会の所管である。ご質問いただいた問題の検討には、こども計画の中だけでなく、教育委員会との連携が必要になるが、教育施策について総合的かつ部局横断的に調整を行うのが、私の着任した総合教育監というポストの役割である。教育委員会では今年度、次期「教育振興基本計画」の策定作業が進められており、その議論においても、本アンケートで示された意見を私の立場から共有していきたい。
委員	若い世代の人を見て、「姫路市で子どもを産み育てたい」と思ってもらえるように、「社会全体、町全体で子どもを育てるんだ」ということを分かりやすく表現するようなキャッチーな言葉を基本理念に加えてはどうか。「だれひとり取り残さない」という言葉にそのような意味が込められているとは思うが、少し分かりにくく感じる。

事務局	SDGsのキーワードを用いた『「だれひとり取り残さない」社会を目指して』という表現に、そのような思いを込めたつもりではあるが、より適切な表現について検討したい。
会長	計画の進捗を測る指標については、資料4に具体例として挙げられているもの他にどのような指標を設定するか、よく検討してもらいたい。
事務局	<p>4 議題</p> <p>(3) こども・若者の意見聴取について</p> <p>【資料5】説明</p>
会長	子どもの権利条約第12条において、子どもの意見表明権が規定されているが、そこでいう「意見」とは、オピニオンではなくビュー、つまり「ものの見方、感じ方」である。また、その対象は18歳未満で、乳幼児も含んでいる。資料5には声を聴かれにくいこども・若者を考慮する必要性について記載されているが、その中に乳幼児も含まれることを念頭に入れておいてもらいたい。
委員	意見聴取の方法として、子どもを実際に集めて、大人や他の人がいる中で率直な意見を言ってもらうのは難しいと思う。今回のアンケートの自由意見には、心の底から出していると思われる声が多くあるように思うので、同様の、学校を通さず直接市役所に提出するアンケートのようなものが方法として適切なのではないか。今回のアンケートで集まった意見についても、ぜひ活用してもらいたい。
会長	自由意見はあくまで個人の意見なので、偏った意見である可能性もある。大事にすべき意見が多くあると見受けるが、取扱いには一定の注意が必要である。
委員	広島県安芸高田市では、中学生からの質問を受けて市長が答弁する「生徒議会」が実施されている。資料5の3ページには「意見聴取の手法」として対面による聴取が例示されているが、これは安芸高田市のような、姫路市長との対面での意見交換を想定しているのか。 また、資料5の2ページには、継続的な方法のデメリットとして「関与するこども・若者が限定的になる」ことが挙げられているが、これはある程度仕方のないことではないか。まずは、意見をきちんと言える子どもや、市政に興味・関心がある子どもだけでも対象として、意見を言える機会を増やしていくことが重要である。
事務局	意見聴取の方法・手法については、そもそもどのような手法をとるのが最適なのかという点から検討していく予定である。聽こうとする意見の内容によっても適切な聴き方は変わるとと思うので、どれか一つに絞るのではなく、状況に応じて適切な方法・手法を検討していきたい。

会長	日本が子どもの権利条約を批准してから、今年でちょうど 30 年だが、その取組は諸外国に比べて遅れている。まさに今がスタートを切る時である。 自治体によっては、条例を作る前に子ども議会にかける、というところもあると聞く。他自治体の事例も参考にしながら検討を進めてもらいたい。
会長	姫路市では、子どもの権利に関する条例を制定しているか。
事務局	制定していない。
会長	子どもの権利条約に基づき、子どもの権利に関する条例を制定している自治体もある。 今後、検討が必要になるかもしれない。 子どもの権利条約が制定されたのは 1989 年、日本が批准したのは 1994 年だが、子どもの権利についてこの 30 年間で最も進んでいない国は日本だと思う。ようやく子どもの権利に関する取組が始まったと認識している。そのような中、姫路市が中心的に取組を進めることは、全国的に大きなインパクトを与える。よろしくお願いしたい。
	5 閉会